

移動等円滑化取組計画書

令和5年 6月 30日

住 所 静岡県富士市厚原771番地の1
事業者名 富士急静岡バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長
齋藤 俊之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両の整備に関する事項

当社の一般路線バスは、2022年度末の公共交通移動等円滑化基準に適合した車両の導入率は100%（適合除外認定車両を除く）であり、そのうちノンステップ車が74%、ワンステップ車が13%を構成している。

今後の車両更新では、引き続き同基準に適合した車両導入を推進し、ノンステップ車の比率を引き上げていく。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① バスロケーションシステムに運行状況、スロープ付き車両を掲出する。
- ② 乗務員については新人教育や集団教育において、事務・管理部門の職人については新規採用、異動時に旅客の接遇に関する教育を実施する。
- ③ 上記②に加え、社内で定期的実施するCS研修や安全会議において、旅客接遇に関するフォローアップを行う。
- ④ 運行中における高齢者、障がい者等の接遇に関する事例を都度、社内において共有することにより、すべての乗務員の知識、技術の向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・車両の更新に合わせて公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス6両導入する。(2020～2025年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者等が円滑に乗降するための装置の活用	ノンステップバス等では、スロープ板や車椅子スペースの確保、案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるよう役務の提供に努める。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ付きバスの利用方法の案内	・自治体や関係団体と協議し、バスの乗り方教室やイベント等の機会を捉えて利用方法について案内を行う

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
主要ターミナルにおけるお客様の誘導案内	・高齢者や障がい者のお客様がスムーズに乗降できる体制を整備するためバスロケーションシステムを表示するデジタルサイネージの周知拡大（6箇所、12基）

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員等の知識・技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員については新人教育や集団教育において、事務・管理部門の職員については新規採用、異動時等に旅客の接遇に関する教育を実施する。(2020～2025年度) ・社内で定期的に行う CS 研修や安全会議において、旅客接遇に関するフォローアップを行う。(2020～2025年度) ・運行中における高齢者、障がい者等の接遇に関する事例を社内において共有することにより、すべての乗務員の知識、技術の向上を図る。(2020～2025年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適正利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合所等に掲出する(2020~2025年度)。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。 ・安全 CS 担当をバリアフリーの主管として、グループ関係会社と連携し推進体制を構築する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
主要ターミナルにおけるお客様の誘導案内	なし	

Ⅴ 計画書の公表方法

本社営業所および自社ウェブサイトで公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。